

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道用水供給事業会計（水道事業会計）

事業名	H19～H21：用水供給事業（上水道事業）、H22～H23：末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	平成10年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	淡路広域水道企業団	職員数*（H19. 4. 1現在）	13
構成団体名	洲本市、南あわじ市、淡路市		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	246円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	16,597
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	114
不良債務（百万円）	0	財政力指数*	0.464（H18）
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率*（%）	20.7（H19）
		経常収支比率*（%）	93.0（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
平成22年4月より構成3市（洲本市、南あわじ市及び淡路市）の上水道事業（末端給水事業）と企業団（用水供給事業）を統合し、企業団が上水道事業（末端給水事業）を行う。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	淡路広域水道企業団経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	企業長 門 康彦
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画（H18年度～H27年度）
公表の方法等	ホームページ掲載（本会議へ報告）
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の削減 ・民間的経営手法等の導入 ・水道事業体を含めた委託業務の共同化 ・委託業務の見直し等経常経費の削減

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	330	312	6	648
	補償金免除額	52	82	1	135
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	196	59		255

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債（上水道事業）	330,305	311,872	5,718	647,895
合 計 (A)		330,305	311,872	5,718	647,895
一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		330,305	311,872	5,718	647,895

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債（上水道事業）	189,589	57,089		246,678
合 計 (A)		189,589	57,089		246,678
一 般 会 計 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		189,589	57,089	0	246,678

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>淡路広域水道企業団は、昭和59年に旧三原郡3町を供給区域とし、島内ダム開発と島外導水を水源とする水道用水供給事業の創設認可を兵庫県知事より受け、更に平成2年に本土導水を水源として淡路全島を給水区域とする第1次拡張事業認可を厚生省より受けて、本格的に広域化施設整備事業に着手した。</p> <p>淡路地域では、元来水資源に乏しいこと、地形・地勢が変化に富み、高低差等が大きいこと、また給水区域が広く、家屋が散在していること等の理由により、類似団体と比較しても施設数が多く、本土導水に係る受水費、人件費を含めた維持管理費がコスト高となっている。</p> <p>以上のようなことから、H22年4月より淡路島内の水道事業の一元化を行い、スケールメリットを活かし、事業運営の効率化及び財政基盤等の強化を図ることとしている。</p>
経営課題	<p>課題 ①</p> <p>○淡路地域は、地理的条件より、資本費を始めとした維持管理経費がコスト高になり、同規模の事業体と比較しても、経常経費の割合が高くなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産約900億円（同規模平均：3倍～4倍） ・給水原価345.72円（同規模平均：2.1倍） ・供給単価286.06円（同規模平均：1.8倍） <p>水道事業統合後は、老朽施設の更新に併せて施設の統廃合を検討していくこととしている。</p> <p>課題 ②</p> <p>○人件費については、職員（派遣職員を除く。）の他会計間との異動がなく、人員削減等大幅な経費抑制が見込めない。</p> <p>水道事業統合時は、サービスの維持・向上を図るため必要な人員は関係市からの派遣職員をもって充てるが、早期に『職員定員適正化計画』を策定し、組織のスリム化と人員の削減を図ることとしている。</p> <p>課題 ③</p> <p>○供給単価に占める資本費（減価償却費、支払利息及び受水費）の割合が高いこと。また、当初計画に対する使用料（H19年度：61.05%）が低いことから、稼働初期における料金水準を抑制するため、水道用水供給事業において認められている未稼働（固定資産中の未稼働の資産について暫定的に償却しない会計手法）を適用している。但し、償却しないことにより資金不足が生じることから、島内水道一元化までの間は未稼働債を発行し、資金を確保することとしている。よって後年度における利子負担等が懸念される。</p> <p>課題 ④</p> <p>○少子高齢、節水型社会を背景に構成市における水需要が伸び悩んでいることから、当企業団においても責任水量以上の有収水量は期待できない状況である。水道事業一元化後においても、大きな水需要の伸びは期待できない状況にあり、有収率及び徴収率の向上等により、料金収入の拡大を図っていく必要がある。</p>
留意事項	<p>【上水道事業の全島統合】</p> <p>平成15年9月淡路市町長会（当時1市10町）において、「水道事業の経営統合に関する確認書」の締結を行い、平成21年12月に事業統合のための「基本協定書」に調印を行った。平成22年4月より淡路島内の水道事業を淡路広域水道企業団へ統合することとし、事業運営の効率化及び財政基盤等の強化を図ることとしている。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率※	(%)	101.5	101.1	101.9	98.1	97.6	97.5	98.9	99.9	99.1	98.0	
総収支比率(法適用)	(%)	101.9	101.6	102.3	101.8	99.5	99.3	100.8	101.9	102.6	102.1	
経常収支比率(法適用)	(%)	101.9	101.6	102.3	101.8	99.5	99.3	100.8	101.9	102.8	102.1	
営業収支比率(法適用)	(%)	124.4	123.6	123.7	117.4	116.7	115.8	116.9	116.7	105.0	108.2	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	11.7	11.2	
	うち基準内繰入金	(%)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	11.7	11.2	
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	50.7	68.8	13.1	1.9	1.9	2.6	1.0	1.3	10.1	5.7
	うち基準内繰入金	(%)	50.7	68.8	13.1	1.9	1.9	2.6	1.0	1.3	0.5	0.6
	うち基準外繰入金	(%)									9.6	5.2
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）																														
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>○料金設定の考え方(用水供給事業) 2部料金制の採用……各市の水需要に応じた送水を行うとともに、企業団経営の安定化に資するため、①固定料金と②変動料金からなる2部料金制とする。 ①固定料金回収経費(減価償却費、支払利息及び職員給与費) ②変動料金回収経費(動力費、県水受水費等の固定料金に属さない経費)</p> <p>○料金収入の見込み(用水供給事業) 当企業団においては、責任水量制を採用しているため、計画と実績に大きな乖離はないものと考えているが、固定経費(人件費、減価償却費等)が増加していくことにより、単年度赤字を見込んでいる。</p> <p>○料金収入の見込み(末端給水事業) 少子高齢、節水型社会を背景に水需要は伸び悩んでいる。料金収入においては滞納整理及び徴収業務を民間業者に委託し、民間の技術を有効に活用しながら徴収率99%を維持しつつ、徴収率の更なる向上と「料金負担の公平性」を使用者に認識させ、未納者の早期対応と高額滞納者には実現可能な支払計画を立てた納付を促す。また、悪質滞納者には、給水停止の措置も行い、増収に努めることとしている。</p> <p>参考 ○事業統合後の新料金(統一料金) 口径13mm、1ヶ月20㎡使用:4,100円(税抜) 平成21年度の3市の水道料金(口径13mm、1ヶ月20㎡使用) 洲本市 4,700円(税抜)、南あわじ市 4,195円(税抜)、淡路市 4,000円(税抜)</p> <p>○供給単価(平成21年度決算) 洲本市 329.1円/㎡、南あわじ市 285.1円/㎡、淡路市 283.7円/㎡</p>																														
2 他会計繰入金の見込み	<p>①H元年以前における水道水源開発に係る建設改良費の7/30に相当する企業債元利償還金に係る経費 ②2市(南あわじ市及び淡路市)及び企業団とで実施している水道料金業務支援システムに係る2市からの負担金 ③水道事業統合後は、地方公営企業法で定める経費等を関係市ごとに算定し、その所要額を繰り入れてもらうこととしている。</p>																														
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>(用水供給事業) 大規模投資の計画はなし、該当する収入の見込みはなし</p> <p>(末端給水事業) 水道事業統合後は、老朽管の更新事業の他、耐震補強が必要と判断された施設においては、重要施設から順次耐震工事を実施していく予定である。</p> <p>参考 ○老朽管残存率</p> <table border="1" data-bbox="808 1145 1538 1337"> <thead> <tr> <th></th> <th>総延長(km)</th> <th>老朽管(km)</th> <th>うち石綿管(km)</th> <th>残存率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洲本市</td> <td>380.0</td> <td>86.6</td> <td>4.0</td> <td>22.79</td> </tr> <tr> <td>南あわじ市</td> <td>530.0</td> <td>28.8</td> <td>14.4</td> <td>5.43</td> </tr> <tr> <td>淡路市</td> <td>431.7</td> <td>31.2</td> <td>8.9</td> <td>7.23</td> </tr> <tr> <td>企業団</td> <td>174.8</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1516.5</td> <td>146.6</td> <td>27.3</td> <td>9.67</td> </tr> </tbody> </table> <p>○有収率(平成21年度決算) 洲本市 76.7%、南あわじ市 83.9%、淡路市 90.1%</p>		総延長(km)	老朽管(km)	うち石綿管(km)	残存率(%)	洲本市	380.0	86.6	4.0	22.79	南あわじ市	530.0	28.8	14.4	5.43	淡路市	431.7	31.2	8.9	7.23	企業団	174.8	0.0	0.0	0	合計	1516.5	146.6	27.3	9.67
	総延長(km)	老朽管(km)	うち石綿管(km)	残存率(%)																											
洲本市	380.0	86.6	4.0	22.79																											
南あわじ市	530.0	28.8	14.4	5.43																											
淡路市	431.7	31.2	8.9	7.23																											
企業団	174.8	0.0	0.0	0																											
合計	1516.5	146.6	27.3	9.67																											
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの																															

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>H16年度 派遣職員 △1名減 ⇒課題② H17年度 職員 △1名減 水道事業統合時は、サービスの維持・向上を図るため必要な人員は関係市からの派遣職員をもって充てるが、早期に『職員定員適正化計画』を策定し、組織のスリム化と人員の削減を図ることとしている。 参考：職員数の推移 平成22年度（事業統合時の職員数） 洲本市SC 19名、南あわじ市SC 18名、淡路市SC 19名、本庁 20名 計 76名 平成21年度（事業統合前の職員数） 洲本市 25名（うち兼務1名）、南あわじ市 19名（うち兼務3名）、淡路市 21名、企業団 21名（うち統合準備職員8名） 計 86名</p>
○ 給与のあり方	<p>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 H18年10月より国家公務員の給与構造改革に準じて、給料表等改正。地域手当については、H18年9月まで6%、H18年10月からH19年3月まで3%、H19年4月以降0%⇒課題② （淡路市派遣職員） 平成21年度より3年間、本俸の5%及び期末勤勉手当の支給月数を0.5ヶ月分削減並びに管理職手当の定額化</p> <p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 該当職員なし</p> <p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 H18年2月より退職時特昇制度廃止⇒課題②</p> <p>◇ 福利厚生事業のあり方 H17年4月より福利厚生事業廃止⇒課題②</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>委託業務の見直し （清掃業務委託、水質検査業務委託及び点検業務委託の見直し）（H19年度及びH20年度）</p> <p>民間委託の推進 （浄水場運転管理業務及び水質検査業務）（H14年度） （水道検針業務の委託先の集約）（H23年度～）</p> <p>共同委託の推進 （水道料金システムの共同委託化）（H17年度）</p> <p>経費の節減 （施設有効利用による受水費及び動力費の削減を図る）（H17, 18年度） （受水単価の削減）（H20年度） （契約体系見直しによる動力費の削減）（H18年度） （公用車、OSの契約体系見直し等による経費の削減）（H19年度） （定期的な老朽管の更新工事による有収率の向上）（南あわじ市SC）（H22年度） （給水計画の見直しを行い、全44水源のうち21水源を予備水源とし、浄水場の効率的な活用を行い薬品費、動力費を節減する。）（南あわじ市SC）（H22年度） （同種の業務及び物品購入等の一括発注）（H22年度） （施設維持管理業務等の委託期間を単年度から複数年に見直し）（南あわじ市SC）（H22年度） （保険【水道機械設備損害保険】の見直し）（H22年度） （同種の業務及び物品購入等の一括発注及び維持管理業務等の複数年契約化の推進）（H23年度～） （受付、開閉栓、徴収業務を含めた窓口関連業務の一括委託の推進）（H23年度～） （電算システムの統合による経費の削減）（H23年度）</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>民間委託の推進 （浄水場運転管理業務及び水質検査業務）（H14年度～）（3,000千円）</p>

⇒課題①

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>H18年度からは単年度において赤字が発生するものの、累積欠損金は発生しないため、特段の取組みはない。なお、料金水準については、稼働当初の料金の低廉化を図るため、未稼働債を発行し、資産の繰延をしている。⇒課題③</p> <p>水道事業統合後は定期的な老朽管の更新工事を順次実施し、有収率を向上させるとともに、漏水に係る無駄な経費の削減に努め、料金収入においては滞納整理及び徴収業務を民間業者に委託し、民間の技術を有効に活用しながら徴収率99%を維持しつつ、更に徴収率の向上を図るとともに、「料金負担の公平性」を使用者に認識させ、未納者の早期対応と高額滞納者には実現可能な支払計画を立てた納付を促す。また、悪質滞納者には、給水停止の措置も行っていくこととし、未収金の抑制に努めることとしている。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>財務状況等については、H17年度よりホームページにおいて公開</p> <p>導入していない。</p>
<p>5 その他</p>	<p>上水道事業の全島統合</p> <p>平成15年9月淡路市町長会(1市10町)において、「水道事業の経営統合に関する確認書」の締結を行い、平成21年12月に事業統合のための「基本協定書」に調印を行った。平成22年4月より淡路島内の水道事業を淡路広域水道企業団へ統合することとし、事業運営の効率化及び財政基盤等の強化を図ることとしている。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>人件費の削減（経営健全化に関する施策 1）</p> <p>給与水準の引下げ（H14, 15, 17）（1,537千円）</p> <p>期末手当の引下げ（H14, 15）（894千円）</p> <p>特勤手当の削減（H17, 18年度）（177千円）</p> <p>地域手当の見直し（H18年度）（782千円）及び支給停止（H19年度以降）（1,030千円）</p> <p>時間外勤務手当の見直し（H19年度）（1,800千円）（経営健全化に関する施策 1）</p> <p>議員報酬の見直し（H19年度）（250千円）</p> <p>派遣職員2名及び職員1名減（H16, 17年度）（21,837千円）</p> <p>福利厚生事業の廃止（H17年度）（362千円）</p> <p>職員旅費の見直し（H19年度）（200千円）</p> <p>平成21年度より3年間、本俸の5%及び期末勤勉手当の支給月数を0.5ヶ月分削減。（淡路市派遣職員）（H22年度）（8,500千円）</p> <p>平成21年度より、管理職手当を定額化（淡路市派遣職員）（H22年度）（900千円）</p> <p>水道事業統合後は、電算システムを統合するとともに、組織体制を見直し、必要な人員と配置を検討することとしている。（平成23年度～）</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>H18年度末における繰越欠損金なし</p> <p>委託業務の見直し（清掃業務委託、水質検査業務委託及び点検業務委託の見直し）（H19年度及びH20年度）（15,860千円）</p> <p>民間委託の推進（浄水場運転管理業務及び水質検査業務）（H14年度～）（3,000千円）（経営健全化に関する施策 2）</p> <p>共同委託の推進（2市及び企業団とで水道料金システムの共同委託化）（H17年度～）（200千円）</p> <p>経費の節減（2系統の水源を連絡管で結び、受水費及び動力費の削減を図る）（H17, 18 受水費 10,243千円、動力費 4,000千円）</p> <p>〃（受水単価の削減）（H20年度）（26,700千円）</p> <p>〃（契約体系見直しによる動力費の削減）（H18年度）（300千円）</p> <p>〃（公用車、OSの契約体系見直し等による経費の削減）（H19年度）（850千円）</p> <p>〃（定期的な老朽管の更新工事を順次実施し、有収率を向上させるとともに、漏水に係る経費の削減を図る）（南あわじ市SC）（H22年度）（400千円）</p> <p>〃（給水計画の見直しを行い、浄水場の効率的な活用を行い薬品費及び動力費の削減を図る）（南あわじ市SC）（H22年度）（3,000千円）</p> <p>〃（事業統合によるスケールメリットを活かし、同種の業務及び物品購入等を一括して発注することにより経費の削減を図る。）（H22年度）（13,000千円）</p> <p>〃（施設維持管理業務等の委託期間を単年度から複数年とすることで経費の削減を図る）（南あわじ市SC）（H22年度）（3,000千円）</p> <p>〃（保険（水道機械設備損害保険）の見直し）（H22年度）（4,600千円）</p> <p>〃（同種の業務及び物品購入等の一括発注及び維持管理業務等の契約期間の複数年化の推進により経費の削減を図る）（H23年度～）（3,000千円）</p> <p>〃（水道検針業務の委託先の集約。受付、開閉栓、徴収業務を含めた窓口関連業務を一括委託し、経費の削減を図る）（H23年度～）（4,900千円）</p> <p>〃（電算システムを統合し、業務の効率及び利用者サービスを向上させるとともに、経費の削減を図る）（H23年度～）</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>一般会計等からの基準外繰出しなし</p> <p>水道事業統合後は、地方公営企業法で定める経費等を関係市ごとに算定し、その所要額を繰り入れてもらうこととしている。</p>
4 その他	<p>統一料金の設定</p> <p>平成22年度の水道事業統合において新料金（統一料金）を設定し、収入の確保を図る。</p> <p>未収金対策（経営健全化に関する施策 3）</p> <p>統合前からの施策として構成3市において、滞納整理及び徴収業務を民間業者に委託していた。統合後は民間の技術をさらに有効に活用しながら徴収率99%を維持しつつ、徴収率の更なる向上と「料金負担の公平性」を使用者に認識させ、未納者の早期対応と高額滞納者には実現可能な支払計画を立てた納付を促す。また、悪質滞納者には、給水停止の措置も行い、増収に努めることとしている。（H22年度）（41,000千円）</p> <p>上水道事業の全島統合</p> <p>平成15年9月淡路市町長会（当時1市10町）において、「水道事業の経営統合に関する確認書」の締結を行い、平成21年12月に事業統合のための「基本協定書」に調印を行った。平成22年4月より淡路島内の水道事業を淡路広域水道企業団へ統合することとし、事業運営の効率化及び財政基盤等の強化を図ることとしている。（経営健全化に関する施策 5）</p>

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（１）から（５）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
4	料金改定率	4.70%							15%(洲本市) 21.1%(淡路市)				
	改善額(料金の適正化)※1	255	255	255	255	255	1,275		540	540	538	536	2,154
	未収金の徴収対策												
	改善額							37	38	39	40	41	195
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	110	116	108	94	94		577	609	593	575	581	
	改善額	1	2	13	25	26	67	43	39	48	67	62	259
	給与水準	△2% (997千円)	△1.1% (401千円)		△0.3% (139千円)								
	改善額	1	1	1	2	2	7						0
	職員手当等の見直し	期末手当の引下げ (191千円)	期末手当の引下げ (703千円)		特勤手当の見直し (58千円)	地域手当の見直し (782千円) 特勤手当の見直し (119千円)		地域手当支給停止 (8,000千円) 時間外勤務手当の見直し (1,800千円) 議員報酬の見直し (250千円)					
	改善額	0	1	1	1	2	5	10	11	11	11	11	54
	職員数の削減			職員数の削減 (11,173千円)	職員数の削減 (10,664千円)								
	改善額	0	0	11	22	22	55	33	28	37	56	51	205
	その他				福利厚生事業の廃止 (362千円)			職員旅費の見直し (200千円)					
	改善額	0	0	0	0	0	0						0
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
1	職員数 (人)	16	16	14	13	13		79	79	77	74	74	
	増減数 (人)	0	0	△2	△1	0	△3	66	0	△2	△3	0	61
2	維持管理費等	904	902	870	914	883		1,804	1,868	1,870	1,938	1,874	
	改善額	3	3	3	9	12	30	27	58	61	62	64	272
	民間委託の推進	浄水場運転管理 (2,838千円)	浄水場運転管理 (2,838千円)	浄水場運転管理 (2,859千円)	浄水場運転管理 (2,509千円) 水質検査委託 (400千円)	浄水場運転管理 (2,509千円) 水質検査委託 (400千円)							
	改善額	3	3	3	3	3	15	10	21	23	23	23	100
	委託業務の見直し							清掃業務委託 (960千円) 水質検査業務委託 (1,900千円) 点検業務委託 (2,500千円) ※統合業務委託 (10,000千円) ※単年度のみ業務	清掃業務委託 (500千円)				
	改善額	0	0	0	0	0	0	15	6	6	6	6	39
	その他維持管理経費の削減				受水費 (3,826千円) 動力費 (2,012千円)	受水費 (6,417千円) 動力費 (1,989千円) 動力費 (300千円)		事務所経費 (850千円)	受水単価の見直し (26,700千円) ※平成19年9月開催の第 292回兵庫県議会におい て、料金改定のための 条例改正が可決され、 平成20年4月より施行。				
	改善額	0	0	0	6	9	15	1	28	28	28	28	113
	その他				会計システム共同化 (200千円)	会計システム共同化 (200千円)		有収率の向上 (南あわじ市)					
	改善額	0	0	0	0	0	0	1	3	4	5	7	20

